





※本紙は、春日市商工会ホームページにて随時更新いたします。(問い合わせ先等のURLは変更される場合があります。)

※制度の内容等は更新されることがありますので、ご利用の際は関連機関に直接お問合せ下さい。

※QRコードが読み取りにくい場合は、上下のQRコードを隠してください。

1 給付金【返済不要】要件を満たした場合に1回に限り支給			
No.	対象者	支援制度	問合せ先
1-⑱ 	要件1 対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること 要件2 2021年の月間売上高が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少	月次支援金(国) 中小法人等上限20万円 個人事業主上限10万円 ※算出方法…2019年又は2020年の基準月の売上 ※申請期間…6月分:7月1日～8月31日 7月分:8月1日～9月30日 8月分:9月1日～10月31日 ※申請には事前確認が必要です。春日市商工会でも完全予約制(581-1407)にて受け付けております。	月次支援金 相談窓口 TEL 0120-211-240 https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html
1-⑲ 	(1) 県内(政令市を除く)に本社・本店のある中小法人・個人事業者等 【給付要件】 緊急事態措置等実施地域の飲食店と直接・間接の取引があること。又は、緊急事態措置等に伴う外出自粛等による直接的な影響を受けており、2021年5月・6月・7月・8月の月間事業収入が、2019年(又は2020年)の同月比で90%以上50%未満減少していること。 (2) 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある酒類の提供を停止する飲食店と取引がある酒類販売事業者(中小事業者等) 【給付要件】 (2)-1 2021年5月・6月の事業収入にかかるとの月次支援金の給付対象となっており、2019年(又は2020年)の同月比でA.50%以上70%未満減少していること。又は、B.70%以上90%未満減少していること。又は、C.90%以上減少していること。 (2)-2 2021年8月の事業収入にかかるとの月次支援金の給付対象となっており、2019年(又は2020年)の同月比でA.50%以上70%未満減少していること。又は、B.70%以上90%未満減少していること。又は、C.90%以上減少していること。 (2)-3 2021年7月・8月の事業収入が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比でD.15%以上30%未満減少していること。	中小企業者等月次支援金(県) (1) 法人 上限10万円/月 個人事業者 上限5万円/月 (2) A 法人 上限20万円/月 個人事業者 上限10万円/月 B 法人 上限40万円/月 個人事業者 上限20万円/月 C 法人 上限60万円/月 個人事業者 上限30万円/月 D 法人 上限10万円/月 個人事業者 上限5万円/月 【算出方法】 2019年(又は2020年)5月(又は6月・7月・8月)の事業収入 - 2021年同月の事業収入((2)については、上記計算方法から国の支援金額を差し引いた額) 【申請期間】 (1) 5月分:2021年6月18日(金曜日)～8月31日(火曜日) 6月分:2021年7月 1日(木曜日)～8月31日(火曜日) 7月分:2021年8月 1日(日曜日)～9月30日(木曜日) (8月分の受付開始は9月を予定しております) (2) 5月・6月分:2021年7月9日(金曜日)～9月30日(木曜日) (8月分の受付開始は9月を予定しております) 【申請方法】 Web上での申請を基本とします。 申請ページ http://www.getsuji-shienkin.pref.fukuoka.lg.jp/ ※Web申請が困難なため郵送での申請をご希望の方は、下記のコールセンターへお電話にてご相談ください。	福岡県中小企業者等月次支援金 コールセンター TEL 0120-876-866 申請ページ http://www.getsuji-shienkin.pref.fukuoka.lg.jp/ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/getsuishiienkin.html
1-㉑ 	福岡県による要請に応じて、令和3年8月1日から8月19日までの全ての期間に、営業時間短縮等を行った県内全域の事業者 18月1日(日)0時～8月1日(日)24時 ○営業時間を5時から20時までの間とすること ○酒類提供は1時からとし、20時30分をオーダーストップとすること ○カラオケ機やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛 18月2日(月)0時～8月10日(木)24時 ○営業時間を5時から20時までの間とすること ○酒類提供を行わないこと ○カラオケ機やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛	【第10期】感染拡大防止協力金(県) ○1日あたり給付額×19日間 ※1日あたりの給付額は、QRコードまたはURLからご確認ください。 ○家賃月額×2/3(上限20万円)を加算 ※酒類提供を取り止めた場合が対象 ※申請期間…令和3年9月13日(月)～10月12日(火) ※申請方法…電子申請または郵送申請 ※先着給付申請制度あり	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター TEL 0120-567-918 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-10th.html
1-㉒ 	福岡県による要請に応じて、令和3年8月20日から9月12日までの全ての期間に、営業時間短縮等を行った県内全域の事業者 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(※(1)(2)いなければいけないこと) (1) 休業すること (2) 営業時間を5時から20時までの間とすること ○酒類提供を行わないこと ○カラオケ機やスナック等(カラオケボックス除く)におけるカラオケ設備の利用自粛 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 (1) 営業時間を5時から20時までの間とすること	【第11期】感染拡大防止協力金(県) ○1日あたり給付額×24日間 ※1日あたりの給付額は、QRコードまたはURLからご確認ください。 ○家賃月額×2/3(上限20万円)を加算 ※酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合が対象 ※申請期間…令和3年9月13日(月)～10月12日(火) ※申請方法…電子申請または郵送申請 ※先着給付申請制度あり	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター TEL 0120-567-918 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-kansenkakudaiboushi-kyouryokukin-11th.html

●中小企業診断士・社会保険労務士による【コロナ対策経営相談窓口】を1カ月あたり延べ12日間の日程で開設しております。完全事前予約制・相談無料ですので、事前にお電話(581-1407)にて、ご予約ください。

●相談は、概ね1時間から1時間30分程度です。

≪相談例≫


- ・新事業展開を考えており、アイデア出しを手伝ってほしい。
- ・当社の強みや、ビジネスチャンスの洗い出しを行い、事業計画作成に生かしたい。
- ・補助金の申請書を作成したので、ブラッシュアップのためのアドバイスを欲しい。
- ・補助金・助成金を活用したいが、どの制度が向いているか。どなど




※なお、本相談窓口では、補助金・助成金申請書の代行依頼は一切受け付けておりませんので、ご注意ください。






※本紙は、春日市商工会ホームページにて随時更新いたします。(問い合わせ先等のURLは変更される場合があります。)

※制度の内容等は更新されることがありますので、ご利用の際は関連機関に直接お問合せ下さい。

※QRコードが読み取りにくい場合は、上下のQRコードを隠してください。

2 助成金 【返済不要】要件を満たした場合に支給			
No.	対象者	支援制度	問合せ先
2-①	 休業手当を支払い従業員の雇用を維持したい事業者	雇用調整助成金(国) <small>事業主が労働者に対して一時的に休業させた際、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成する ※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例適用期間…R2.4.1～R3.9.30</small>	福岡助成金センター 雇用助成第1係 TEL 092-411-4701 (内線4967) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page1_07.html

3 支払猶予・軽減措置			
No.	対象者	支援制度	問合せ先
3-①	 所得税・法人税・消費税などの納税が難しい方	税金納付猶予制度 <small>コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、税金の支払いが困難な場合、1年間の納税の猶予が認められる</small>	【国税】納税地の税務署 【県税】納税地の県税事務所 【市町村税】納税地の税務担当窓口
3-②	 社会保険料の支払いが難しい方	社会保険料納付猶予制度 <small>コロナウイルス感染症の影響により事業等収入に相当の減少があった事業主は、申請により厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができる</small>	健康保険協会または組合、日本年金機構
3-③	 労働保険料の支払いが難しい方	労働保険料納付猶予制度 <small>コロナウイルス感染症の影響により、事業収入に相当の減少があった事業主は、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができる</small>	春日市商工会または管轄の都道府県労働局

4 販売促進支援			
No.	対象者	支援制度	問合せ先
4-①	 店内飲食の提供が難しくテイクアウトに力を入れる事業者	春日テイクアウトグルメ事業(商工会) <small>チラシ・Webにてテイクアウトに取り組み飲食店等を紹介 ※Webから新規登録可能</small>	春日市商工会 春日テイクアウトグルメ担当 TEL 092-581-1407 https://takeout-kasuga21.com
4-②	 春日市商工会の全会員事業者	元気な春日まちナビ事業(商工会) <small>Webにて春日市商工会員の情報(コロナ対策など)を紹介 ※Webから新規登録可能</small>	春日市商工会 春日まちナビ担当 TEL 092-581-1407 http://kasuga21.com/6465
4-③	 県内の飲食店 ※飲食業の許可のある事業者	ふくおかつまかめし応援プロジェクト <small>コロナウイルスの影響で困っている県内の飲食店を応援したいと思う一般消費者が①直接(先払い方式)、②間接的(クレジットカード方式)に飲食店を支援する ※参加希望事業者はR2.9.18までに原則Webから事業者登録</small>	ふくおかつまかめし応援プロジェクト事務局 TEL 092-986-2834 https://fukuoka.sakimeshi.com/
4-④	 国内事業者 ※対象外となる業種はHPに記載 ※オンライン説明会は こちら⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒	Go To トラベル事業(地域共通クーポン) <small>地域共通クーポンの発行により地域における経済の好循環を創出 Go To Eatの対象となる飲食店は事前にGo To Eatの登録が必須※ 一般消費者のクーポン利用期間は現在一時停止中 ※申請期間 9/8～随時受付、電子申請もしくは郵送にて登録申請</small>	Go To トラベル事務局コールセンター TEL 03-6747-3986、092-986-2834 https://biz.goto.jata-net.or.jp/
4-⑤	 地域の飲食店	Go To Eatキャンペーン <small>地域の飲食店で使える、プレミアム付食券を各都道府県等の単位で販売。発券事業者決定後、キャンペーン参加飲食店の登録を開始(10月29日迄)。なお、登録には17-0の申請が必須。 ※一般消費者のクーポン利用期間はR3.10.31まで</small>	Go To Eatキャンペーン福岡事務局 TEL 0570-550-138 https://gotoeat-fukuoka.jp/

国・県・春日市の最新情報は以下のサイトをご確認ください。



経済産業省【支援策パンフレット】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



福岡県【事業者向け支援・相談窓口】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-support-corporation.html>



春日市【新型コロナウイルス感染症に関する情報】

<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/kenkou/kenkouinfo/1005921/index.html>

春日市商工会の経営サポートサービスをご活用ください。



春日市商工会

<http://www.kasuga21.com>

本パンフレットの最新版は、以下のサイトからダウンロードください。



新型コロナウイルス感染症対策
 国・県・春日市等事業者関連支援制度パンフレット

<http://www.kasuga21.com/6313>

※本紙は、春日市商工会ホームページにて随時更新いたします。(問い合わせ先等のURLは変更される場合があります。)

※制度の内容等は更新されることがありますので、ご利用の際は関連機関に直接お問合せ下さい。

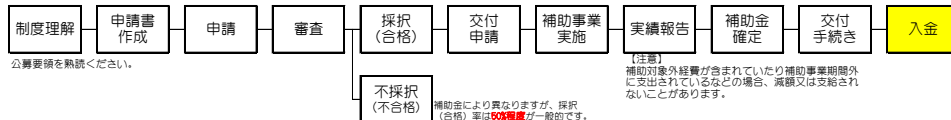
※QRコードが読み取りにくい場合は、上下のQRコードを隠してください。

5 補助金 【返済不要】申請後、審査があり採択(=合格)した方に事後的に支給			
No.	対象者	支援制度	問合せ先
5-①	販路開拓の取組みを行う小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業5人以下))	小規模事業者持続化補助金【一般型】(国) 対象経費の2/3補助(上限原則50万円) ※計画書を作成・申請し、審査の上決定 ※R3.3.10公募開始 R3.6.4-10.1-R4.2.4締切	春日市商工会 TEL 092-581-1407 http://www.2.shokokai.ne.jp/koubo.html
5-②	ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)を行う小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業5人以下))	小規模事業者持続化補助金【低感染リスク型ビジネス枠】(国) 対象経費の3/4補助(上限100万円) 感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4(または1/2)を上限に支援 ※電子申請のみ ※R3.5.12-7.7-9.8、11.10、R4.1.12、3.9締切	春日市商工会(TEL 092-581-1407) http://www.low-risk-jizokuka.jp/ ※計画書を作成・申請し、審査の上決定
5-③	持続化補助金【コロナ型】に採択された者のうち、売上高等が前年同月比で15%以上減少した事業者 ※R2年度に公募された持続化補助金【コロナ特別枠】の上乗せ	生産性革命支援補助金【小規模事業者販路開拓支援型】(県) 対象経費の1/12補助(上限12.5万円) ※原則として、国の第1~第5回目締切分採択事業者が対象 ※当初R3.3.31までに事業完了が必要であったがR3.4.1以降に事業完了した採択者に対象拡大	福岡県 商工部 中小企業振興課 経営支援係 TEL 092-643-3425 https://www.pref.fukuoka.jp/contents/jizokuka-covid19.html
5-④	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経営環境の変化に的確に対応するため、新たな取組(経営革新)にチャレンジする中小企業の方	経営革新実行支援補助金(県) 対象経費の3/4補助(上限50万円) ※経営革新計画の承認を受けたもの、計画書を作成・申請し、審査の上決定 ※応募期間は、第1回(3/1-4/30)、第2回(6/1-7/30)、最終公募(9/1-9/30)の3回	春日市商工会 TEL 092-581-1407 https://www.pref.fukuoka.jp/contents/keieikakushin-ikkoushien.html
5-④	新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に向けた業種別ガイドラインを遵守し、新たな事業展開に取り組もうとする中小企業の方	経営革新実行支援補助金(感染防止対策)(県) 対象経費の3/4補助(上限50万円) ※経営革新計画の承認を受けたもの、計画書を作成・申請し、審査の上決定 ※応募期間は、第1回(3/1-4/30)、第2回(6/1-7/30)、最終公募(9/1-9/30)の3回	春日市商工会 TEL 092-581-1407 https://www.pref.fukuoka.jp/contents/keieikakushin-ikkoushien-kansenshoushi.html
5-⑤ 	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を行う中小企業・小規模事業者	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【一般型】(国) 対象経費の1/2又は2/3補助(上限1,000万円) ※計画書を作成・申請し、審査の上決定 ※第9次申請期間(R3.8.17~11.11)	春日市商工会 TEL 092-581-1407 https://portal.monodukuri-hojo.jp/
5-⑦	ITツール導入を計画する中小企業・小規模事業者	IT導入補助金(国) 通常枠(A類型・B類型)・低感染リスク型ビジネス枠(C類型・D類型)の4種類	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター TEL 0570-666-424 https://www.it-hojo.jp/
5-⑧	テレワーク環境を整備し、かつ売上高等が前年同月比で15%以上減少した事業者 令和2年度のIT補助金【特別枠】(C類型-2)に採択された事業者を対象	生産性革命支援補助金(テレワークツール導入支援型)(県) 対象経費の1/12補助(上限56.25万円) ※原則として、国の第1回目から4回目締切分のいずれかで採択された事業者が対象予定	福岡県 商工部 中小企業振興課 経営支援係 TEL 092-643-3425 https://www.pref.fukuoka.jp/contents/telework-covid19.html
5-⑨	①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の前年売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等 ②自社の強みや経営資源(ヒト・モノ)を活かす、経営後継が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等	事業再構築補助金(国) 中小企業【通常枠】対象経費の2/3補助(100万円~6,000万円) ※その他類型あり ※計画書を作成・申請し、審査の上決定 ※電子申請のみ ※三次公募締切 R3.9.21 R3年度複数回締切予定	中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課 TEL 03-3501-1816 https://iigyousaikouchiku.go.jp/

※補助金利用時の注意点 (現在、お問い合わせが非常に増えております)

- ・補助金は、原則として設備投資や販売促進費用など**かかった費用の一部を事後的に補助するもの**です。補助の対象となる経費は補助金ごとに異なります。また、**事前に給付されるものではありません**。
- ・申請にはそれぞれの補助金制度で異なる申請書(事業計画書)をご自身で作成いただく必要があります。商工会において作成のサポートをさせていただくことができますが(一部補助金除く)、作成を代行することはできませんのでご注意ください。
- ・また、それぞれの補助金制度ごとに申請締切日が設けられています。**申請書作成には一定の期間を要します**ので、活用をご希望の場合は**お早めにご相談ください**。締切日の直前にご相談いただいても、お受けできない場合がございますので、ご了承ください。

※一般的な補助金制度利用の流れ



国が実施する補助金制度は、【電子申請のみ】または【書面又は電子申請】の2パターンがあります。

電子申請にあたっては、事前に【**gBizIDプライム**】の取得が必要です。

下記URLより手続きを行ってください。なお、取得まで2~3週間程度の期間が必要です。

<https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

商工会の名をかたった『詐欺』にご注意ください

最近、商工会の名をかたった詐欺行為と思われる情報が寄せられていますので、お知らせいたします。

具体的には、「春日市商工会から業務委託された者」とかたり「持続化給付金や家賃支援給付金の申請はお済みですか」「申請手続きの代行をしますので書類を送付してください」(勧誘はこの言葉に限りません)などの、電話勧誘をおこなうものです。

弊会はこのような勧誘は一切関係がありません。また、給付金や補助金申請手続きにおいて弊会が第三者に業務委託することは一切ございません。コロナ禍という緊急事態に乗じた悪質な詐欺行為ですので、くれぐれもご注意ください。

また、このような勧誘を受けられた方は、相手の名前・電話番号を控え、春日警察署(生活安全課) (092-580-0110)へご相談ください。



※本紙は、春日市商工会ホームページにて随時更新いたします。(問い合わせ先等のURLは変更される場合があります。)

※制度の内容等は更新されることがありますので、ご利用の際は関連機関に直接お問合せ下さい。

※QRコードが読み取りにくい場合は、上下のQRコードを隠してください。

6 融資・貸付【返済必要】※緊急小口のみ例外あり			
No.	対象者	融資制度	問合せ先
6-①	 <p>直近1ヶ月の売上が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少した事業者</p> <p>迅速な資金繰り支援を行うため、直近1ヶ月未満(2週間以上)でも売上減少要件(小規模事業者の場合▲15%等)を判断できるような適用を審判する。 月次の売上等を記録した「試算表」及び借入申込書の「押印」を不要にする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付(公庫)</p> <p>融資限度額 8,000万円</p> <p>返済期間【設備】20年以内【運転】15年以内 いずれも据置5年以内</p> <p>金利 1.36%</p> <p>※3千万円迄、当初3年0.46%・4年以降1.36%</p> <p>※当初3年間分利子補給あり(条件あり)</p>	<p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル</p> <p>TEL 0120-154-505</p> <p>https://www.jfc.go.jp/</p> <p>春日市商工会</p> <p>TEL 092-581-1407</p> <p>http://www.kasuga21.com/</p>
6-②	 <p>最近1か月の売上高または過去6か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、かつ商工会員で半年以上商工会の経営指導を受けている事業者</p>	<p>コロナマル経(公庫)</p> <p>融資限度額 2,000万円</p> <p>返済期間【設備】10年以内 うち据置4年以内 【運転】7年以内 うち据置3年以内</p> <p>金利 当初3年間、0.31%</p> <p>※4年目以降は1.21%</p> <p>※当初3年間分利子補給あり(条件あり)</p>	<p>春日市商工会</p> <p>TEL 092-581-1407</p> <p>http://www.kasuga21.com/</p> <p>※ご注意ください 事業所所在地が春日市外にある場合など、本制度をご利用いただけない場合がございます。詳しくはお尋ねください。</p>
6-③	 <p>直近1ヶ月の売上が、前年の同期と比較して20%以上減少し、事業所所在地等の市町村から認定を受けた事業者</p>	<p>セーフティネット保証4号(保証協会)</p> <p>融資限度額 1億円</p> <p>返済期間【運転・設備】10年以内 いずれも据置2年以内</p> <p>金利 1.3% 保証料率 0%</p>	<p>【認定申請】※事業所所在地等の市町村 春日市役所 地域づくり課 商工農政担当</p> <p>TEL 092-584-1111(代表)</p> <p>https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/nyuusatsu/shoukoushien/1003974/1003977/1005270.html</p> <p>【融資申込】お近くの民間金融機関</p>
6-④	 <p>直近1ヶ月の売上が、前年の同期と比較して15%以上減少し、事業所所在地等の市町村から認定を受けた事業者</p>	<p>危機関連保証(保証協会)</p> <p>融資限度額 1億円</p> <p>返済期間【運転・設備】10年以内 いずれも据置2年以内</p> <p>金利 1.3% 保証料率 0%</p>	<p>【認定申請】※事業所所在地等の市町村 春日市役所 地域づくり課 商工農政担当</p> <p>TEL 092-584-1111(代表)</p> <p>https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/nyuusatsu/shoukoushien/1003974/1006355.html</p> <p>【融資申込】お近くの民間金融機関</p>
6-⑤	 <p>直近1ヶ月の売上が、前年の同期と比較して5%以上減少し、事業所所在地等の市町村から認定を受けた事業者</p>	<p>セーフティネット保証5号(保証協会)</p> <p>融資限度額 1億円</p> <p>返済期間【運転・設備】10年以内 いずれも据置2年以内</p> <p>金利 1.3% 保証料率 0.7%</p>	<p>【認定申請】※事業所所在地等の市町村 春日市役所 地域づくり課 商工農政担当</p> <p>TEL 092-584-1111(代表)</p> <p>https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/nyuusatsu/shoukoushien/1003974/1003977/1003981.html</p> <p>【融資申込】お近くの民間金融機関</p>
6-⑦	 <p>新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方</p>	<p>個人向け緊急小口資金等の特例</p> <p>緊急小口資金(無利子)</p> <p>個人事業主の場合20万円以内・償還期限2年以内</p> <p>※ほかに、生活立て直しのための「総合支援資金」あり</p>	<p>お住いの市町村社会福祉協議会 春日市社会福祉協議会</p> <p>TEL 092-581-7225</p> <p>http://www.kasuga-shakyo.or.jp/_userdata/news200420.pdf</p>
6-⑧	 <p>1ヶ月の売上が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少した貸付資格を有する共済契約者</p> <p>【小規模企業共済加入者限定】</p>	<p>特例緊急経営安定貸付け</p> <p>貸付額 掛金の範囲内(50~2,000万円)</p> <p>貸付期間 貸付額500万円以下4年(505万円以上)6年</p> <p>利率 無利子 担保・保証人 不要</p>	<p>中小企業基盤整備機構 共済相談室</p> <p>TEL 050-5541-7171</p> <p>https://www.smri.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html</p>

※既存の借入金について、返済猶予や返済金額の減額などのご相談は、各金融機関にお尋ねください。

7 感染防止対策PR			
No.	対象者	支援制度	問合せ先
7-①	 <p>福岡県内の事業者</p>	<p>感染防止宣言ステッカー</p> <p>業種別ガイドラインなどの事業者が実施すべき感染防止対策をすべて実施すると「感染防止宣言ステッカー」が取得可能。 ステッカーを店舗等の目立つところに掲示することで、県民が安心して利用できる施設であることをお知らせすることが可能。 ②-⑤)福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金を申請する場合は要取得。</p>	<p>福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口</p> <p>TEL 092-643-3599</p> <p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html</p>
7-②	 <p>飲食業に属する事業者が営む県内の事業用施設で飲食を目的とした設備を有し、専ら接客を目的とするもの。 許可を得て屋台を一定場所(公庫等)に設置し、営業終了とともに撤去する営業するもの(定置屋台)。ただし、特殊営業形態(仮設営業、ろ店営業、臨時営業)は除く。 【対象施設】飲食店、喫茶店、居酒屋、レストラン、スナック、バー、屋台など</p>	<p>感染防止認証制度</p> <p>感染防止認証店に対し、継続的な感染防止対策の取組みを支援するため、消毒液等の購入費用を支援有り。</p> <p>【対象】 感染防止認証店1店舗につき、5万円(1回限り) 【申請方法】 申請方法:申請受付時期については、認証時に当該店舗へ案内</p>	<p>感染防止認証制度コールセンター</p> <p>TEL 0570-015-255</p> <p>https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/certified-shop.html</p>

●【コロナ対策経営相談】 当会ホームページに【会員事業所紹介ページ】がございます。

中小企業診断士(分類【主に事業者向けの仕事】)や社会保険労務士(分類【暮らしの各種サービス】)など、コロナ禍における経営支援を手掛けられる会員事業所が多数加入しておりますので、下記URLをご確認のうえ、ご相談ください。

<http://kasuga21.com/member/>

※なお、具体的な提供サービスにつきましては、各会員事業所にお尋ねください。